

建築基準法令取扱規程（昭和49年静岡県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">くらし・環境部 土木事務所長 <u>建築主事</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>建築主事</u>の確認等の範囲）</p> <p>第2条 建築主事は、次に掲げる区分により法第6条第4項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は法第18条第3項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査（以下「確認等」という。）を行う。</p> <p>(1) くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課に所属する<u>建築主事</u>が行う確認等の範囲</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 昇降機（土木事務所の<u>建築主事</u>が審査した昇降路内に設けるものを除く。）、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物</p> <p>エ （略）</p> <p>(2) 下田土木事務所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、静岡土木事務所、島田土木事務所、袋井土木事務所又は浜松土木事務所に所属する<u>建築主事</u>が行う確認等の範囲 所属する土木事務所の所管区域における前号に掲げるもの以外のもの</p>	<p style="text-align: center;">くらし・環境部 土木事務所長 <u>建築主事等</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>建築主事等</u>の確認等の範囲）</p> <p>第2条 <u>建築主事又は建築副主事</u>（以下「<u>建築主事等</u>」という。）は、次に掲げる区分により法第6条第4項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は法第18条第3項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査（以下「確認等」という。）を行う。</p> <p>(1) くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課に所属する<u>建築主事等</u>が行う確認等の範囲</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 昇降機（土木事務所の<u>建築主事等</u>が審査した昇降路内に設けるものを除く。）、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物</p> <p>エ （略）</p> <p>(2) 下田土木事務所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、静岡土木事務所、島田土木事務所、袋井土木事務所又は浜松土木事務所に所属する<u>建築主事等</u>が行う確認等の範囲 所属する土木事務所の所管区域における前号に掲げるもの以外のもの</p>

の

2 法第7条第4項若しくは第18条第17項の規定による検査又は法第7条第5項若しくは第18条第18項の規定による検査済証の交付に関する事務は、別に定めるものを除き、前項に規定する区分に従い、建築主事又はその委任を受けた職員が行う。

3 法第7条の3第4項若しくは第18条第20項の規定による検査又は法第7条の3第5項若しくは第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付に関する事務は、別に定めるものを除き、第1項に規定する区分に従い、建築主事又はその委任を受けた職員が行う。

(申請書等の取扱い)

第3条 土木事務所に所属する建築主事は、市町長から次の表に掲げる申請書、通知書又は届出書の送付を受けたときは、当該建築主事が確認等を行う建築物及び工作物に係るものについては自ら処理し、その他のものについては速やかにくらし・環境部建築住宅局建築安全推進課に所属する建築主事に送付しなければならない。

申請書等の種類	
(略)	
(6)	法第7条第1項（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査申請書、 <u>法第18条第16項</u> （法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了通知書又は法第87条第1項において読み替えて準用する法第7条第1項の規定による工事完了届
(7)	法第7条の3第1項（法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合

もの

2 法第7条第4項若しくは第18条第21項の規定による検査又は法第7条第5項若しくは第18条第22項の規定による検査済証の交付に関する事務は、別に定めるものを除き、前項に規定する区分に従い、建築主事等又はその委任を受けた職員が行う。

3 法第7条の3第4項若しくは第18条第29項の規定による検査又は法第7条の3第5項若しくは第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付に関する事務は、別に定めるものを除き、第1項に規定する区分に従い、建築主事等又はその委任を受けた職員が行う。

(申請書等の取扱い)

第3条 土木事務所に所属する建築主事等は、市町長から次の表に掲げる申請書、通知書又は届出書の送付を受けたときは、当該建築主事等が確認等を行う建築物及び工作物に係るものについては自ら処理し、その他のものについては速やかにくらし・環境部建築住宅局建築安全推進課に所属する建築主事等に送付しなければならない。

申請書等の種類	
(略)	
(6)	法第7条第1項（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査申請書、 <u>法第18条第20項</u> （法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了通知書又は法第87条第1項において読み替えて準用する法第7条第1項の規定による工事完了届
(7)	法第7条の3第1項（法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合

	を含む。)の規定による中間検査申請書 又は法第18条第19項（法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定工程工事終了通知書
(8)	省令第4条の16第2項（省令第8条の2第20項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用認定申請書
(略)	

2～5 (略)

6 土木事務所の長は、市町長から次の表に掲げる申請書又は届出書の送付を受けたときは、土木事務所所管に係るもの（同表の(1)の項及び(2)の項にあつては、第2条第1項第2号に掲げる建築物又は工作物に係るものをいう。）については内容審査の上自ら処理し、その他のものについては速やかに知事に送付しなければならない。

申請書等の種類	
(1)	省令第4条の16第1項（省令第8条の2第20項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用認定申請書
(略)	

様式第2号 (略)

建築基準法第93条第4項の規定による
消防通知書

(略)

建築主事 印

(略)

様式第3号 (その1) (略)

	(略)
*	し尿浄化槽に関する通知書 (略) 建築主事 氏 名 印
(略)	

	を含む。)の規定による中間検査申請書 又は法第18条第28項（法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定工程工事終了通知書
(8)	省令第4条の16第2項（省令第8条の2の2において準用する場合を含む。）の規定による仮使用認定申請書
(略)	

2～5 (略)

6 土木事務所の長は、市町長から次の表に掲げる申請書又は届出書の送付を受けたときは、土木事務所所管に係るもの（同表の(1)の項及び(2)の項にあつては、第2条第1項第2号に掲げる建築物又は工作物に係るものをいう。）については内容審査の上自ら処理し、その他のものについては速やかに知事に送付しなければならない。

申請書等の種類	
(1)	省令第4条の16第1項（省令第8条の2の2において準用する場合を含む。）の規定による仮使用認定申請書
(略)	

様式第2号 (略)

建築基準法第93条第4項の規定による
消防通知書

(略)

建築主事等職氏名 _____

(略)

様式第3号 (その1) (略)

	(略)
*	し尿浄化槽に関する通知書 (略) 建築主事等職氏名 _____
(略)	

(略)	(略)
様式第3号(その2) (略)	様式第3号(その2) (略)
建築基準法第93条第5項の規定による 特定建築物通知書	建築基準法第93条第5項の規定による 特定建築物通知書
(略)	(略)
(略) <u>建築主事</u> 印	(略) <u>建築主事等職氏名</u>
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。